

整備基準

ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平すること。

(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面積が2,000m²以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）。

ただし、直接地上へ通ずる出入口、又は出入口が認視できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

※ 視覚障がい者の誘導が必要であり、情報提供を行うことができる場所には、インターホンの設置や点字や音声による案内板等を含みます。

・その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合とは、

- ① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能である
- ② 百貨店等で受付が入口付近にあるもの

※ 視覚障がい者誘導用ブロック等とは、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせて、床面に敷設したもの。

線状ブロック等は、視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいい、点状ブロック等は、突起の形状が点状になります。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000m²以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあっては、次のイからトまでに定める構造）とすること。

※ 傾斜路とは、勾配が1/20を超えるものをいいます。

イ 有効幅員は、120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。
ロ こう配は、1/12(高さが16cm以下の場合にあっては、1/8)を超えないこと。
ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

※ 傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が昇降中に休憩したり、加(減)速できるような平坦部分を設ける必要があるためです。

ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

※ 車いすの脱輪防止や松葉つえ等が落ちないよう安全上の配慮を行うことが必要となります。